

経済財政諮問会議「制度・政策改革集中審議」遠山臨時議員提出資料（抄）  
（平成14年8月30日）

## 義務教育費国庫負担制度の見直しについて

地方の権限と責任の拡大という視点から、義務教育の水準確保という制度の根幹を保持しつつ、最大限の見直しを行い、改革を推進。

具体的な改革案について、関係各方面と調整しつつ、実施できるものは、平成15年度から速やかに実施。

### (1) 負担対象経費を見直し負担額を縮減

国庫負担対象経費を国が真に負担すべきものに限定することにより、平成15年度から平成18年度までに数千億円の縮減を目指す。

### (2) 都道府県に教員給与の自主的決定権限を付与

公立学校教員の給与について、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、各都道府県が自主的に決定できるよう制度改革。

可能なものについては、平成15年度から都道府県の裁量権を拡大。

国庫負担は、一定の限度額の範囲内で各都道府県が実際に支出する額に応じて負担。

### (3) 教職員定数の在り方の弾力化 → [地方の意向を踏まえ、速やかに制度化]

① 市町村・・・新たに市町村費により、都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする。

※ 都道府県については、現行制度においても、既に国の法令による標準を超えて、県費のみによる教職員を配置できる。

② 指定都市・・・現在は、任命権のみ指定都市に移譲されているが、新たに教職員定数や給与負担についての権限と責任を都道府県並みに拡大。

### (4) 負担金事務を簡素化 → [可能なものは平成15年度から実施]

① 小中学校等と養護学校の国庫負担制度を一本化して事務を大幅に簡素化。

② 負担金額算定事務の簡素化

## 【義務教育費国庫負担制度の基本的考え方】

- (1) 義務教育は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、全ての国民に一定水準の教育を無償で提供するもの。国民に義務を課す一方、国は、良質の教育を保障する責任を有する。
- (2) 教育の成否は教員にかかっており、義務教育の水準を確保するためには、優れた教職員を一定数確保することが必須。それには、教職員の給与について、一定の財源が安定的に確保されることが必要。  
このため、教職員給与について、市町村に代わって都道府県が負担することとし、その1/2を国庫負担することにより、国がその責任を果たしているのが義務教育費国庫負担制度。
- (3) したがって、義務教育費国庫負担制度は、「国の関与」ではなく、義務教育の水準の確保のための「国による最低保障」の制度であり、国と地方がともに協力して義務教育に責任を負う制度。  
この制度の根幹は、今後とも堅持することが必要。
- (4) 現在、義務教育の構造改革を強力に推進中。“画一化から個性化・多様化へ”に向けた教育制度全般にわたる改革を行い、地方の自主性や学校の創意工夫を大幅に拡大。

※諸外国においても、我が国の教育制度を一つのモデルとして、政府主導で教育改革を推進中。

# 義務教育費国庫負担制度について

## 義務教育

- ・国民として必要な基礎的資質を培うもの
- ・憲法の要請により、全ての国民に無償で提供
- ・保護者⇒子どもを就学させる義務
- ・市町村⇒学校設置義務

## 教育水準向上と優れた教職員の確保

子どもたち一人一人が確実に基礎学力を身に付けるためには、優れた教職員を一定数確保することが肝要

優れた教員による教育を求める国民の期待

財源の安定的確保が不可欠

## 義務教育費の国庫負担

国と地方がともに協力して義務教育に責任を負う制度

- ・教職員給与費について、市町村に代わって都道府県が負担
- ・その2分の1を国が下支え

義務教育における国・都道府県・市町村の連携協力体制[右図]

- ◎ 現在、義務教育の構造改革を強力に推進中～画一的教育から個性・能力に応じた教育へ～
- ◎ その際、地方の自主性を拡大し、各地方ごとに多様で特色ある義務教育を実現

[参考2]

- ◎ ただし、このことは義務教育に対する国の責任の放棄ではない。
- ・教育は経済・社会の安定の基礎であり、活力ある日本の基盤。
- ・諸外国も政府主導で教育改革を推進中。

[参考3]

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請を受け、国の責任として国民に対し一定水準の義務教育を保障する制度としてその役割は極めて重要

義務教育における国・都道府県・市町村の連携協力体制

全国的な教育水準の維持・向上

### 市町村の役割

- 小・中学校を設置
- 教育課程を編成

### 都道府県の役割

- 学級編制基準や教職員定数を定める
- 教職員を任用し、その給与費等を負担

優れた教員の確保

確かな学習内容・水準の確保

### 国の役割

- 教職員給与費の国庫負担
- 教育課程の基準の設定
- 学級編制・教職員定数の標準の設定

## 初等中等教育における構造改革の推進(小泉政権以降の改革)

～画一的教育から個性・能力に応じた教育へ～

### 教育内容・方法

#### 教育課程の基準の大綱化、指導方法の工夫改善等

- ①学習指導要領の最低基準化 ー共通に学ぶ教育内容の厳選、選択学習の幅の拡大ー
- ②学校の創意工夫の拡大 ーカリキュラム編成の自由化(総合的な学習の時間の創設等)ー
- ③個に応じた指導の充実 ー習熟度別指導、少人数授業ー
- ④教科書検定制度の改善 ー学習指導要領に示されていない「発展的な学習内容」の記述が可能にー

- ①・②新学習指導要領は14年度から実施
- ③13年度から5年間で教職員定数を改善
- ④15年度の教科書検定から実施

### 教育条件

#### 学級規模の弾力化、教員配置の工夫改善

- ①学級編制の弾力化 ー国は標準を示し、地方の判断により少人数学級を編制ー
- ②外部人材の積極的な活用 ー「学校いきいきプラン」等ー
- ③習熟度別指導、少人数授業の実現 ー教職員配置の改善ー

- ①13年度から制度化
- ②16年度までに約5万人を登用(13年度から予算化)
- ③13年度から5年間で教職員定数を改善

### 教師

#### 教える「プロ」としての教師の育成、教師の資質向上

- ①教員の適切な評価 ー指導力不足教員への厳格な対応(転職措置等)、優秀な教員の表彰制度ー
- ②教職研修の充実 ー社会体験研修の大幅な拡充、教職経験10年研修の義務付けー
- ③専門性の重視 ー中・高等学校の教員が小学校で指導できる等教員免許制度の改善ー

- ①13年度に予算拡充、14年1月から制度化等
- ②13年度に予算拡充、15年度から10年研修を制度化
- ③14年度から制度化

## 諸外国の教育改革

諸外国においては、学力の向上を目指し、教育水準の保障のための改革が進んでいる。

○諸外国の教育改革の動き		
国名	各国首脳のお考え	施策例
英	「第一に教育、第二に教育、そして第三に教育」 (ブレア首相)	ナショナル・カリキュラム(1989年)、全国テスト(1991年)、初等学校低学年の少人数学級基準(1998年)、今後3年間で国と地方の教育関係予算を約2兆4千億円増額する計画を策定(2002年)
米	「教育は、私の政策の最重要課題」 (ブッシュ大統領)	全国共通教育目標の設定(1994年)、No Child Left Behind法(連邦法)の成立(2002年)
独	「教育は、将来のドイツを形つくる政策の中心」 (シュレーダー連邦首相)	全国教育目標の検討・準備
仏	「知識だけでなく価値を伝え、生きる力が必要」 (シラク大統領)	多様性に応じた学力向上策の推進
韓	「教育は国家繁栄の礎」(金大中大統領)	水準別教育課程の導入
日	「米百俵の精神」(小泉総理)	人間力戦略の推進 (画一からの脱却、創造的個の育成)

○ 児童生徒の学力は日本は常にトップクラス、ただし近隣諸国において急速な伸長

昭和58年→平成7年→平成11年

日本: 2位 → 3位 → 4位

韓国: 10位 → 4位 → 5位

シンガポール: 18位 → 1位 → 2位

(IEA調査結果(中学校・理科))

○ 学力調査の上位国は、教員の給与を国(中央政府)が負担している。

シンガポール(1位)、韓国(2位)、台湾(一部負担)(3位)、日本(1/2負担)(5位)

(IEA調査結果(中学校・数学))